

# 山梨県公報

号外第五十一号

平成十五年

八月十一日

月 曜 日

## 目 次

選挙管理委員会

富士吉田市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに  
対する裁決……………一

都留市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに  
対する裁決(二件)……………三

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第七十二号

平成十五年四月二十七日執行の富士吉田市議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査申立てについて、次のとおり裁決した。

平成十五年八月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

## 裁 決 書

山梨県富士吉田市下吉田五一五六番地  
審査申立人 渡 辺 達 雄

右審査申立人(以下「申立人」という。)から平成十五年六月十三日付けで提起された平成十五年四月二十七日執行の富士吉田市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査申立てを棄却する。

### 第一 審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の効力及び本件選挙における当選人武藤茂美、同渡辺信隆、同佐藤達及び同勝侯進(以下「本件当選人ら」という。)の当選の効力に関し富士吉田市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対して異議の申出を行い、市委員会は同年五月二十三日にこれを棄却する旨の決定をした。申立人はこの決定を不服と

して、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件当選人らの当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てを行ったものである。

申立人の審査申立ての理由とするところは、審査申立書、反論書及び当委員会に対し提出された証拠書類等に従って要約すれば、次のとおりである。

一 本件当選人らは、現職市議会議員として他の候補者より卓越した実績を誇示するため、平成十五年四月七日及び同年四月十五日の二度に渡り「議会報告」と題する文書(以下「本件文書」という。)を作成し、富士吉田市内全域に新聞折り込みにより頒布し、有利に選挙運動を展開した。

二 本件文書には本件当選人らの氏名が記載されていることから、本件当選人らの選挙運動のための文書であると認められ、本件文書の頒布は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。)第四百二十二条第一項第六号の規定に違反する。本件文書の頒布によつて富士吉田市内全域の選挙人の自由な判断は妨げられ、こつした違反行為の結果による本件当選人らの得票は無効であり、本件当選人らの当選は無効である。

三 市委員会は本件選挙の管理執行機関であるにもかかわらず投開票以外の職務について顧みることなく違法な本件文書頒布を不問に付した。また、市委員会が、「本件文書頒布が公選法に違反するかの認定判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられる」とすることは、市委員会の単なる瑕疵又は怠慢である。市委員会は、本件文書頒布が選挙の自由公正を著しく阻害するものとして、この違法に係る得票値を推知し、他の候補者に比べて有利な投票を得たものと判断されるときは、その当選を無効としなければならない。これは公選法第五条に規定する市委員会の管理執行上の職務範囲に属するものであり、市委員会がこつした職務権限について顧みることなく、本件当選人らの当選を無効としなかつたことは選挙の規定に違反し本件当選人らともども選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害した。

### 第二 裁決の理由

当委員会は、本件審査申立てについて、その要件を審査した結果、適法なものと認めてこれを受理し、市委員会から弁明書及び関係書類の提出を求め、申立人から反論書及び証拠物等の提出を求め、慎重かつ厳正に審理を行った。

一 まず、公選法第二百六条及び第二百七条に規定する当選の効力に関する争訟において当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの」(平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決)であると解されている。

二 申立人がその申立て理由一及び二において主張する当選無効理由としての違法行

為とは、本件当選人らが公選法第百四十二条第一項第六号に規定する市議会議員の選挙において頒布することができる通常葉書以外の文書である本件文書を頒布したことである。なお、市委員会が当委員会に対し提出した証拠によると、申立人の主張のとおり、本件文書は本件当選人らにより平成十五年四月七日及び同年四月十五日にそれぞれ一万七千枚を新聞折り込みにより本件選挙の区域である富士吉田市内全域に頒布したものとされている。

そもそも公選法第百四十二条は選挙運動のために使用する文書図画の頒布について、「無制限の頒布等を許容するときは、選挙運動に不当な競争を招き、これがため、選挙の自由公正を害し、その適正公平を保障しがたいこととなるので、かような弊害を防止するために必要かつ合理的と認められる範囲において、文書図画の頒布の制限禁止等の規制を加えることは、選挙の適正公正を確保するという公共の福祉のためのやむを得ない措置」（昭和三十九年十一月十八日最高裁判所判決）であると解され、この規定に違反して文書図画を頒布した者は公選法第百四十三条第一項第三号の規定により処罰される。従って、仮に申立人の主張のとおり、本件文書頒布が公選法第百四十二条第一項第六号及び第百二十九条に違反し、その罰則該当の行為につき有罪判決が確定すれば、公選法第百五十一条の規定に基づきその当選は当然に無効となるものである。

しかし、仮に本件文書頒布がこうした罰則に該当する行為であったとしても、「当選人が公選法第百五十一条により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものではない。」（昭和三十年五月二十日最高裁判所判決）と解され、こうした当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法第百五十一条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない」（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決）と解されている。即ち、そもそも、当選争訟において本件当選人らの行為が申立人の主張する選挙犯罪に該当するか否かを審理判断し、これを理由にその当選を無効とすることはできないものである。よって、申立人の主張は当選無効となる違法事由に該当せず、申立人の主張を認めることはできない。

なお、当選の効力に関する審査の申立てにおいては、その選挙が有効であることを前提とするものであり、その請求の原因として選挙の無効原因を主張することは許されないと解されている。申立人は申立て理由三において、市委員会が本件文書

頒布を不問に付し、選挙の自由公正を著しく阻害したとする選挙無効事由を本件当選人らの当選無効事由として主張している。しかし、当選無効原因としての違法事由とは裁決の理由一で示したとおりのとおり当選人決定についての違法事由のみに限られるものと解され、この点においても申立人の主張は認めることができない。

三 なお、選挙の取締ないし罰則規定違反の行為により、「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和六十一年二月十八日最高裁判所判決）と解され、公選法第百二十九条において当選の効力に関する審査申立ての提起があった場合においても、その選挙が公選法第百二十五条第一項に該当するとき、すなわち、選挙の規定に違反することがあるときで、かつその規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合には、当該選挙の無効を裁決すべきものと定められていることから、本件選挙が公選法第百二十五条第一項に該当し、本件選挙が無効となるか否かについても職権により検討する。

四 公選法第百二十五条第一項の規定による「選挙の規定に違反すること」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續き上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような事態を招来することを指称し、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、もし選挙の規定違反がなかったならば「選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいう」（昭和二十九年九月二十四日最高裁判所判決）ものと解されている。

本件当選人らによる文書頒布の態様から、多くの選挙人が本件文書を手にし、これを投票すべき候補者を選択する判断材料とした選挙人が存在するであろうことは想像に難くない。しかし、本件文書頒布が公選法第百四十二条第一項第六号及び第百二十九条の規定に違反して行われたものであったとしても、当該頒布を行った者が公選法第百四十三条第一項第三号及び第百二十九条第一項第一号の規定により処罰されるかどうかについて、選挙管理委員会には審査判断をなすべき義務も権限もなく、違法行為を取り締まるべき地位にはない。従って、市委員会が本件文書頒布を不問に付したか否かを検討するまでもなく市委員会に選挙の管理執行機関としての違法は認められない。

また、公選法第百二十五条第一項に規定する選挙の規定に違反することは、主として選挙管理の任にある機関の管理執行に関する違反が該当するものであり、こうした候補者等による選挙の取締規定ないし罰則規定違反の行為のときは、これに

当たるものではない。これは「かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているものであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではない。」(昭和六十一年二月十八日最高裁判所判決)と解されているからである。

もつとも、このような違法行為でも「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(前掲判決)と解されていることは、判決の理由二に示したとおりである。

五 ところでこうした観点から本件文書頒布について検討すると、そもそも文書頒布による選挙運動において、その内容については選挙人の自由な意思によりその良否を取捨判断することができるものであり、選挙人において候補者を選択する際の一つの判断材料となるに過ぎないものである。また、本件文書の内容は富士吉田市議会における平成十五年三月及び平成十四年十二月定例会の議事録のうち、一般質問及び富士吉田市長の答弁の一部を抜粋したものに過ぎない。なお、富士吉田市議会の模様はCATVを通じて広く富士吉田市内で視聴することができ、その議事録は市民の閲覧に供されるものである。

こうした事情から本件文書頒布により、富士吉田市内の選挙人全般においてその自由な判断による投票が妨げられたというような特段の事態が生じ、本件選挙の自由公正が失われたものとは到底認めすることはできない。よって本件文書頒布等より選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるか否かを判断するまでもなく、本件選挙を無効とするべき理由はない。

六 以上のとおり、申立人の主張する当選無効の審査申立は全て理由がなく、また、公選法第二百九条に基づき本件選挙の無効を裁決すべき事由も認められない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十五年八月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

### 山梨県選挙管理委員会告示第七十三号

平成十五年四月二十七日執行の都留市議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査申立てについて、次のとおり裁決した。

平成十五年八月十一日

### 裁 決 書

山梨県選挙管理委員会  
委員 長 石 澤 道 夫

審査申立人 小 俣 恵 彦

右審査申立人(以下「申立人」という。)から平成十五年六月十三日付で提起された平成十五年四月二十七日執行の都留市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査申立てを棄却する。

### 第一 審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の効力及び本件選挙における当選人小俣義之(以下「本件当選人」という。)の当選の効力に関し都留市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対して異議の申出を行い、市委員会は同年六月四日にこれを棄却する旨の決定をした。申立人はこの決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てを行ったものである。

申立人の審査申立ての理由とするところは、審査申立書、反論書及び当委員会に対し提出された証拠書類等に従って要約すれば、次のとおりである。

一 本件当選人は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。)第四百二十二条第一項第六号の規定に違反する「街頭演説動員のお願ひ」と題する文書二種類(以下「本件文書」という。)を作成し、都留市内に在するおよそ八十世帯二百七十余の選挙人で構成される引の田自治会及び上戸沢自治会の全域において、公選法第三百三十八条の規定に違反して戸別訪問の上頒布した。更に、両自治会長らに自治会として本件当選人を推薦するよう依頼し、その推薦を取り付けたうえで選挙運動を行った。その結果、両自治会にある選挙人は地縁血縁の柵から自由な判断による投票を妨げられた。

二 本件選挙の当日である平成十五年四月二十七日に、申立人は複数人から通報を受け現場を確認したところによると、本件当選人は公選法第三百三十二条の規定に違反して投票所入り口からおよそ五十メートル付近に選挙事務所及びその看板を設置し、街宣カーを駐車していた。また、申立人は本件当選人が投票所に参入する選挙人に対し個別に投票依頼活動を行った旨の通報も受けた。

申立人は同日午前八時頃この状況を市委員会及び都留警察署に通報した。これに対し市委員会は同日午前八時三十分頃に本件当選人に対し選挙事務所の閉鎖命令を行ったとしているが、申立人は同日午前十時頃においても未だに選挙事務所が閉鎖

されていないことを確認し、再度市委員会及び都留警察署にその旨を通報し、同日午前十一時過ぎにその閉鎖を確認したものである。

市委員会が速やかに閉鎖命令を行い、閉鎖を確認することで、選挙当日の選挙事務所の設置に係る公選法規定事項の遵守を期待できるものであるにもかかわらず、同日午前十一時頃まで選挙事務所が設置されていた事実から、市委員会は閉鎖命令など行っていないと判断される。市委員会の怠慢から、選挙事務所が閉鎖されなかった以上、選挙の自由公正の原則を著しく阻害した市委員会の規定違反は免れるものではない。市委員会がこれを放置した結果、当該投票所に来所する選挙人に影響を与え、その自由な意思による投票は妨げられた。

三 こうした違法行為の結果による本件当選人に対する投票は無効であり、本件選挙の結果には現実に生じたことと異なった結果の生じる可能性がある。よって、選挙管理委員会は当選争訟においてその無効票を具体的に算定し、本件当選人の得票から相殺しなければならぬ。

具体的に試算すれば、引の田及び上戸沢両自治会に属する選挙人約二百人のうち本件選挙の投票率である八六・三〇パーセントを乗じて得た数百七十三票及び本件当選人が設置した選挙事務所に近接する投票所における選挙人約千八百人のうち本件選挙における本件当選人の得票率である三・七パーセントを乗じて得た数六十七票を合計した二百四十票が無効票であり、本件当選人の得票数八百一十一票からこの無効票を相殺すれば、本件当選人の得票は五百七十一票となる。これにより、本件選挙の立候補者二十六名中、本件当選人の得票順位は二十三位となり、本件選挙の定数が二十二名であることから、本件当選人の当選は無効となる。

四 市委員会は本件選挙の管理執行機関であるにもかかわらず本件当選人のこうした違法行為の事実を承知しながら「法に違反するかの判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられるものである」として申立人の提出した証拠書類等を未調査又は事実誤認し、不問に付した。市委員会は本件当選人ともども選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則を著しく阻害した。

申し立て理由の追加申し立て

以上の理由に加え、申立人から平成十五年七月十一日付けで申し立て理由の追加申し立てがあり、その要旨は次のとおりである。

市委員会委員渡辺雄一はガソリンスタンドの経営者であり、都留市と継続的な請負関係にあることは明らかであるから、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の五の趣旨からすれば、委員渡辺雄一はすでにその職を失っているものである。この事実から本件選挙において当選人を決定した市委員会の構成に違法があり、当選無効となる違法事由である「当選人を決定した機関の構成や決定手続の

違法」に該当し、本件当選人の当選は無効である。

第二 判決の理由

当委員会は、本件審査申立てについて、その要件を審査した結果、適法なものと認めてこれを受理し、市委員会から弁明書及び関係書類の提出を、申立人から反論書及び証拠物の提出を、関係人から物件などの提出をそれぞれ求め、事実関係を明らかにするため実地検証を行い、慎重かつ厳正に審理を行った。

一 まず、公選法第二百六条及び第二百七条に規定する当選の効力に関する争訟において当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの」（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決）であると解されている。申立人がその申立て理由一及び二において主張するような本件当選人による選挙違反行為がこのいずれにも該当しないことは明らかである。

公選法上の罰則に掲げる行為に該当するこれらの違法行為については「仮に、所論事前選挙運動の行われた事実がありとしても、当選人が同法第二百五十一条により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものではない。」（昭和三十年五月二十日最高裁判所判決）と解されている。

また、公選法第二百五十一条においてその罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められていることから、こうした当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定判決は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法二百五十一条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない。」（平成四年十二月十七日名古屋高等裁判所判決）と解されている。従って、申立人が申し立て理由一及び二において主張するような本件当選人の選挙違反行為が公選法上の罰則に掲げる行為に該当するか否かを審理判断し、それを理由に申立人が申し立て理由三において主張するような方法によりその当選を無効とすることは到底認められない。

二 申立人は申し立て理由の追加申し立てにおいて、本件選挙における当選人の決定をした機関の構成に違法があると主張している。しかし、公選法において当選人を決定すべき機関とは選挙会であり、本件選挙における選挙会の構成及び当選人決定の手続に何らの違法は認められないことから、申立人の主張には理由がない。

三 申立人は以上の他に、本件当選人による選挙違反行為により選挙の自由公正の原則が著しく阻害された場合に該当し、その当選は無効であると主張する。また、市委員会についても申し立て理由二において本件当選人が本件選挙当日に選挙事務所を設置したことに對し公選法第百三十四条に規定する閉鎖命令を怠ったこと、その違反行為を不問に付したことで等により本件当選人ともども選挙の自由公正を著しく損なつたとして本件当選人の当選無効を主張する。しかし、そもそも当選争訟とは有効に行われた選挙における当選人の決定の効力を争うものであり、本件当選人の当選無効を主張しながら、こつした選挙無効事由を主張できるものではない。

よつて、申立人の主張する本件当選人の当選を無効とする理由は、いずれも当選無効となる違法事由に該當せず、申立人の主張を容認することはできない。

四 なお、公選法第二百九条において当選の効力に關する審査申立の提起があつた場合においても、その選挙が公選法第二百五条第一項に該當するとき、すなわち、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合には、当該選挙の無効を裁決すべきものと定めていることから、本件選挙が公選法第二百五条第一項に該當し、選挙が無効となるか否かについても申立人の主張及び当委員会が収集した証拠等に基づき職権により検討する。

公選法第二百五条第一項の規定による「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に關する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指稱し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のときは、これに當たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによつてこれら規定事項の遵守を期待しているのであつて、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もつとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならぬことも考えられないではない。」(昭和六十一年一月十八日最高裁判所判決)と解されており、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、もし選挙の規定違反がなかつたならば「選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異なつた結果の生ずる可能性のある場合をいう」(昭和二十九年九月二十四日最高裁判所判決)ものと解されている。

五 こつした観点から申立人の主張に基づき選挙の規定に違反するとされる行為について順次検討する。まず、本件当選人が公選法第百四十二条第一項第六号に規定する市議会議員の選挙において選挙運動のために頒布することができるとする通常葉書以外の文書である本件文書を公選法第百三十八条の規定に違反し戸別訪問の上頒布したことについてである。申立人の主張する本件当選人のこれらの違法行為とは、それが事実であれば単に選挙運動の取締規定に違反し、公選法第二百四十三条第一項第三号等の規定により処罰の対象となることはあつたとしても、これが選挙の管理執行に關する規定違反ではないことは明らかである。また、申立人主張によればその態様はおよそ八十世帯、二百七十余の選挙人で構成される引の田自治会及び戸沢自治会の全域において戸別訪問により為されたものとされているが、頒布及び戸別訪問の主体、その時期及び枚数などの具体的な事実の立証はなく、仮に申立人主張のとおり文書頒布や戸別訪問が行われたとしても、その数は本件選挙の区域である都留市全体の世帯数一万五千五百三十三世帯(平成十五年四月末日現在住民基本台帳世帯数)、有権者数二万六千五百五十七人(平成十五年四月十九日現在選挙人名簿登録者数)に占める割合は極めて少ないものである。従つて、本件選挙の区域全体において組織的かつ全般的にこれらの行為が行われたものと認めることはできず、頒布の態様や戸別訪問の事実を検討するまでもなく、これをもって本件選挙を無効としなければならぬ程、選挙の自由公正を著しく阻害するものであつたとまでは、到底認めることはできない。

なお、申立人は本件当選人がこれら両自治会からの推薦を取り付けたことが選挙の自由公正を害したとも主張している。しかし、これらについての具体的な事実の挙証はなく、その時期及び態様が明らかにされてはいないが、少なくともこつした選挙運動が行われたことが選挙の管理執行に關する規定違反でないことは明らかであり、申立人の主張は認めることができない。仮に、申立人主張の選挙運動が行われたとしても、自治会を含め組合、会社、団体等が特定の候補者を支持支援しこれを推薦すべき候補者として決定すること及び候補者がこれらの団体等に推薦を求めることについて、その時期及び態様などが適法に行われたものである限り、こつした選挙運動に公選法上何ら違法は認められない。

六 次に、本件当選人が本件選挙当日に選挙事務所を設置し、その看板等を掲げたことについて検討する。公選法第百三十二条及び第百三十四条によると選挙当日における選挙事務所は投票所から三百メートル以外の区域に限りこれを設置することができることとされ、これに違反する選挙事務所の設置があると認めるときは、選挙管理委員会は直ちにその閉鎖を命じなければならぬとされている。これは「選挙当日における投票所の静謐を確保するとともに、選挙人に対し投票所と至近の場所に選

選挙事務所を設置した特定の候補者に有利な影響の生じないよう配慮し、もって選挙の公正を確保せんとする」(昭和五十五年六月二十六日東京高等裁判所判決)という趣旨によるものであると解されている。

本件当選人が設置した選挙事務所は、本件選挙における都留市第四投票区投票所である都留市立谷村第二小学校(以下「本件投票所」という。)敷地に隣接する本件当選人の自宅に設置され、市委員会及び本件当選人から当委員会に提出された資料によると、本件選挙当日においても設置されていたものとされている。市委員会と本件当選人との対応の経過はこれらの資料によると次のとおりである。

本件選挙当日午前八時頃、申立人から通報を受けた市委員会は直ちに本件投票所の投票管理者に対し選挙事務所設置の事実確認を求め、その設置を確認し、市委員会書記二名を同選挙事務所に派遣した。続いて同日午前八時三十分頃、同書記二名は本件当選人に対し直接、口頭で公選法第三十二条の規定について説明し、本件選挙事務所が本件投票所から三百メートル以内であり、選挙当日において選挙事務所を設置することができないこと、このため選挙事務所については直ちに閉鎖しなければならぬこと等を説明した。これに対し本件当選人は選挙事務所を直ちに閉鎖すること、選挙事務所看板を撤去すること等を回答したとしている。本件選挙事務所閉鎖及び同事務所看板の撤去について、市委員会は本件当選人から直ちに閉鎖及び撤去する旨の回答を得たため、閉鎖等の有無等の確認は必要ないものと判断し、本件当選人によれば同日午前八時四十分後に選挙事務所看板を撤去し、同日午前九時前までは選挙事務所を閉鎖したとしている。一方、申立人は同日午前十時頃には未だ閉鎖されておらず、同日午前十一時頃にその閉鎖を確認したと主張している。いずれにおいても本件選挙事務所設置等について、市委員会はその設置を確認し、直ちに公選法第三十二条に規定する閉鎖命令を行い、その結果本件選挙事務所が閉鎖され、その看板等が撤去されたものである。

なお、公選法第三十二条に規定する選挙管理委員会の閉鎖命令に係る管理執行上の手続きについて、選挙管理委員会が選挙の当日に限りこれを執行し得べき職責であつて、しかもその違反の結果は、場合によっては当該選挙の無効というような重大な事態をも招来し得べきものであるから、選挙管理委員会は右職責の遂行に当たっては、最も厳格かつ迅速なる措置を取ることを要し、状況に応じて警察官署と連絡し、あるいは即時行政代執行処分を取るなどして、いやくも遷延を許さぬ万全の方法を講じなければならぬことはもちろんである。」(昭和三十六年七月二十九日大阪高等裁判所判決)と解されている。こうした観点から市委員会の対応を見ると、申立人の通報を受け投票管理者をして直ちにその設置の有無を確認し、市委員会が自ら担当書記を派遣し、本件当選人に直接、閉鎖を命令したことから、公選法

第三十二条に規定する閉鎖命令を発したことは明らかであり、市委員会の対応に違法があるとは認められない。しかし、閉鎖命令を発した後の措置に関し市委員会は、本件当選人が直ちに閉鎖等する旨の回答を得たことから、その閉鎖の有無について或いは閉鎖命令後に直ちに閉鎖されたかどうかについて確認を行わなかったとしている。仮に閉鎖を命じたにもかかわらず選挙事務所が引き続き設置されていた場合には、市委員会により行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)による代執行処分或いは警察署への通報等により違法状態を速やかに除去することも可能であり、この点において必ずしも万全の方法を講じたものと言つことはできない。

しかしいずれにおいても市委員会の公選法第三十二条に規定する閉鎖命令については適法に行われ、これが明文の規定に違反するものと認めることはできない。七、そこで当委員会は市委員会の選挙事務所閉鎖命令に係る措置に明文の規定による違法があるとは認められないものの、本件選挙事務所の設置及び閉鎖命令に関し「直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される。」(昭和六十一年二月十八日最高裁判所判決)場合に該当するかどうかについて検討する。

本件選挙事務所の立地について当委員会が実地に確認したところによると、申立人主張のとおり、本件投票所入り口からおよそ五十メートル付近にあり、明らかに公選法第三十二条の規定により選挙当日はその設置が認められないものである。

一方、本件投票所施設と本件選挙事務所の間には高さ約十二メートルの屋内体育館があり、本件投票所施設からは本件選挙事務所は一切見ることができない。また、この屋内運動場及び周辺の住宅等に囲まれた袋地の奥にある本件選挙事務所は自家用車等自動車で投票所に来る選挙人にはおよそ確認することはできず、本件投票所に来る選挙人が通行する道路において唯一その存在を確認することができる地点においてさえも、その道路に隣接する住宅等の合間の五メートル程度の区間に限り、数十メートル先にわずかに覗き見ることができ程度であることが確認された。

従つて、本件選挙事務所が設置されその看板等が掲示されていたとしても、そもそもその存在を確認できる選挙人とは本件選挙事務所周辺の数戸の住宅に居住する者と、こうした極めて限定された箇所を徒歩により通行し、しかも相当の注意を払い本件選挙事務所の方向を見た者等に限られるに過ぎないものである。

また、本件選挙は統一地方選挙として山梨県内三十一市町村における選挙と同日に執行されたことから、山梨県内全域に渡り広汎に選挙運動が展開され新聞等による選挙報道も頻繁に行われた中で執行された。本件選挙には二十六人が立候補し、候補者及び選挙運動員等による選挙運動が市内全域において繰り広げられ、選挙人の関心も高くその投票率は八六・三〇パーセントであった。

一般に、選挙事務所看板を含めた文書図画による選挙運動については、その揭示が公選法の規定に違反して行われた場合であつたとしても、その内容については選挙人が自由に採否することができるものであり、選挙人はこうした文書図画のみならず選挙報道や様々な選挙運動を通じて候補者の政見や主張を自由な意思に基づいて判断し、自らの意思で投票することができるものである。

そこで本件選挙事務所の設置等について見ると、その看板は氏名等が記載されたもの一枚が掲示されていたに過ぎず、また本件選挙事務所において本件選挙当日に、選挙事務所として継続的かつ各種選挙事務等を総合して行つていたと認めるに足りる証拠もない。以上から、本件選挙において選挙の自由公正の原則を著しく阻害するような事態が招来されたとは到底認められない。

八 また、仮に市委員会の選挙事務所閉鎖命令に係る措置が選挙の規定に違反するものとして、本件選挙において選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に該当するかどうかについても検討する。

公選法第二〇五条第一項に規定する「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「選挙の結果に異動を及ぼす可能性が考え得られるばかりでなく、経験則上その蓋然性があることを要するものと解すべきであるところ、事務所閉鎖命令違反のごときは、原則として、それが選挙人の心理に及ぼす影響は、極めて軽微であるから、反対の事情がない限り、選挙の結果に異動を及ぼすおそれはないもの」(昭和五十五年六月二十六日東京高等裁判所判決)と解されている。既に理由七で述べたとおり、本件選挙事務所の設置等が選挙人の心理に及ぼす影響は極めて軽微なものであり、影響を受けたであろう選挙人は極めて限定されていたと考えられ、これに反する証拠もない。従つて、本件選挙において本件選挙事務所等が設置され市委員会の閉鎖命令に関する措置が選挙の規定に違反するものであつたとしても、本件選挙においてその結果に異動を及ぼすおそれがあつたとまでの事情が生じたものとは認めることができない。

九 本件選挙が公選法第二百五条第一項に該当し選挙が無効となるか否かについて申立人の主張及び当委員会が収集した証拠等に基づき職権により検討したところ、本件選挙を無効とするに至るまでの事由は認めることができない。

十 以上のとおり、申立人の主張する当選無効の審査申立は全て理由がなく、公選法第二百九条に基づき本件選挙の無効を裁決すべき事由も認められない。

よつて、当委員会は主文のとおり裁決する。

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

### 山梨県選挙管理委員会告示第七十四号

平成十五年四月二十七日執行の都留市議会議員一般選挙の当選の効力に関する審査申立について、次のとおり裁決した。

平成十五年八月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

### 裁 決 書

山梨県都留市玉川七二一番地二  
審査申立人 小 俣 恵 彦

右審査申立人(以下「申立人」という。)から平成十五年七月十四日付けで提起された平成十五年四月二十七日執行の都留市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査申立てを却下する。

### 第一 審査申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選人小林蔵男、同谷内秀春、同熊坂栄太郎及び同堀口良昭(以下「本件当選人ら」という。)の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申し立てを行ったものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件当選人らは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二に規定する関係を有する者であり、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。)第百四条の規定によりその当選は失われた。

### 第二 裁決の理由

本件審査申立は、平成十五年六月十三日に申立人から当委員会に提起された本件選挙における当選の効力に関する審査申立の追加申立として、平成十五年七月十五日に当委員会に送致されたものである。平成十五年六月十三日に提起された審査申立は同年六月四日付けで都留市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)が行つた本件選挙の効力及び当選人小俣義之の当選の効力に関する異議申出に対する決定を不服とし、当委員会に対し当選人小俣義之の当選無効を求め、これを趣旨としており、その請求の原因として主張されているのは、当選人小俣義之による選挙運動等の事実及びこれに対する市委員会の対応等についてである。

一方、本件審査申立の趣旨は、本件選挙における本件当選人らの当選を無効とするものであり、その請求の原因及び理由は本件当選人ら特定の個人に係る当選人としての資格の違法に関するものである。この請求の趣旨は先に提起された審査申立とは明

らかに異なり、かつ、その請求の原因及び理由は当選人小侯義之の当選を無効とするものと何ら関係のないことも明らかである。よって、本件審査申立は当選人小侯義之の当選無効審査申立に係る追加申立であると認めると認めることはできない。

なお、公選法第二百六条第二項に規定する都道府県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる者は、市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者に限られているところである。しかし、本件審査申立の請求の趣旨及びその原因等が市委員会に対する異議申出において争われた事実はなく、市委員会の決定を経たものであると認めることはできない。

以上のとおり本件審査申立は、他の要件審理を行うまでもなく公選法第二百六条において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十条第一項に規定する不適法なものである。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十五年八月十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫